

令和7年7月10日
市長決裁（保健福祉部長専決）

千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項及び第4項の規定により市が整備する地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として市に位置付けられた事業所（以下「拠点機能事業所」という。）が、市の作成する千歳市障がい者地域生活支援拠点等運用マニュアルに基づき、障害者に緊急の事態が生じた場合に宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行い、障害者が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための補助金を交付することに関し、千歳市補助金等交付規則（昭和58年千歳市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、障害者の「緊急の事態」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 障害者本人の障害の特性に起因して生じる緊急の事態
- (2) 介護者の障害、入院、事故、死亡等又は介護者による虐待等により、家庭での支援が見込めない事態
- (3) その他障害者が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態

2 この要綱において「緊急時の受入れ・対応」とは、市内において在宅で生活する障害者に緊急の事態が生じた場合であって、緊急時の受入れ・対応I（法第5条第1項に規定する障害福祉サービス、同条第21項に規定する地域定着支援及び市長がこれらに相当し適当と認める事業）及び介護保険サービス等の利用が困難又は緊急時の受入れ・対応及び介護保険サービス等の利用によっても十分な安全確保が困難であると認められる場合に、当該障害者に対し、拠点機能事業所が宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行うことをいう。

3 この要綱において「利用者」とは、緊急時の受入れ・対応を利用する障害者のことをいう。

4 その他この要綱における用語は、法において使用する用語の例による。

（補助の対象）

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 拠点機能事業所である指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一

般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(以下「事業所」という。)であること。

- (2) 緊急時の受入れ・対応 の実施に際し発生した事故等に適切に対応できること。
- (3) 緊急時の受入れ・対応 として、次のアからウまでのサービスのいずれか(以下「補助事業」という。)を実施することができること。

ア 居室提供・見守り職員の配置 共同生活援助の空室において利用者に対し一時的な宿泊を提供するとともに、見守り職員1名以上を配置し(夜間及び深夜の時間帯の配置については、利用者の状況に応じて、必要な防災体制又は常時の連絡体制を確保している場合も含む。)適切な支援を行う。このとき、見守り職員は、利用者の状況に応じ、当該共同生活援助の人員配置基準を下回らない範囲で当該共同生活援助の職種と兼務することができる。利用者の状況に応じ、居宅介護及び重度訪問介護等の障害福祉サービスの併用又は見守り職員の派遣が必要な場合は、当該障害福祉サービス又は当該見守り職員の業務に適切に協力する。

イ 居室提供 共同生活援助の空室において利用者に対し一時的な宿泊を提供する。利用者の状況に応じ、居宅介護及び重度訪問介護等の障害福祉サービスの併用又は見守り職員の派遣が必要な場合は、当該障害福祉サービス又は当該見守り職員の業務に適切に協力する。

ウ 見守り職員の派遣 ア又はイの利用者に対し、居宅介護及び重度訪問介護等の障害福祉サービスの併用が困難であると認められる場面において見守り職員1名を派遣し、適切な支援を行う。

- 2 補助の対象日数は、原則として1回の補助事業に当たり7日以内とする。ただし、緊急の事態が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられないと市長が認めた場合には、14日を限度に引き続き対象とすることができる。

(対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助の対象となる経費は、事業所が補助事業を行うために要する経費とする。ただし、食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費として利用者に負担させることが適当と認められるもの(以下「日常生活費等」という。)は除く。なお、事業所が利用者から日常生活費等を徴収する場合は、予め利用者に対してサービス内容及び費用について説明し、同意を得て、徴収後に利用者に対して領収証を発行するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業所は、日常生活費等を補助の対象経費に含めることができる。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条で定める指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額が零となる場合
- (2) 日常生活費等を徴収することによって生活保護を要する状態になる場合

- (3) 　り災その他特別な事情によって生計が著しく悪化している場合
- (4) 　その他日常生活費等の徴収が著しく困難であると市長が認めた場合

3 　補助金の額は、予算の範囲内において別表に定める基準により算定するものとする。
（補助金の交付申請）

第5条 　事業所は、補助金の交付を受けようとするときは、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（補助金の交付決定）

第6条 　市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
（実績報告）

第7条 　補助金の交付決定を受けた事業所は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金実績報告書（第3号様式）及びサービス提供実績記録表（第4号様式）又はサービス提供実績記録表（第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（補助金の額の決定）

第8条 　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付額を確定し、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付額確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。
（補助金の交付）

第9条 　補助金は、前条の規定による補助金交付額の確定後において交付するものとする。
（補助金の交付決定の取消）

第10条 　市長は、事業所が、補助金の交付決定に当たり付した条件に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 　前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。
（補助金の返還）

第11条 　市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。
（経理書類の保管）

第12条 　補助金の交付を受けた事業所は、補助事業に係る経理についての収支の事実を

明確にした書類を整理し、かつ、第8条に規定により通知した日の属する会計年度の翌年度の初日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金算定基準表

1 補助額算定単価

類型	区分	算定項目	備考
(1) 居室提供・見守り 職員の配置	基本単価	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）で規定する福祉型短期入所サービス費（ ）区分6の額	共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供するとともに、見守り職員1名以上を配置し支援を行った場合に、1日につき算定する
	加算単価	報酬告示で規定する短期入所の地域生活支援拠点等の場合の加算の額 ア 基礎 イ 重度障害者	ア 受入れ開始日について加算する イ 医療的ケア者、重症心身障害者又は強度行動障害者を受け入れた場合に、受入れ開始日について加算する
		ウ 報酬告示で規定する短期入所の食事提供体制加算の額	食事を提供する体制があり、利用者が食事を利用した場合に、1日につき加算する
		エ 報酬告示で規定する短期入所の緊急短期入所受入加算の額	受入れ開始日の前々日、前日又は当日に利用の連絡を受けて受入れを行った場合に、1日につき加算する
		オ 報酬告示で規定する短期入所の送迎加算の額	利用者の居宅等と事業所等の間の送迎を行った場合に、片道につき加算する
(2) 居室提供	基本単価	報酬告示で規定する共同生活援助サービス費（ ）区分1以下の額	共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供した場合に、1日につき算定する
	加算単価	ア 報酬告示で規定する短期入所の食事提供体制加算の額	食事を提供する体制があり、利用者が食事を利用した場合に、1日につき加算する
		イ 報酬告示で規定する短期入所の送迎加算の額	利用者の居宅等と事業所等の間の送迎を行った場合に、片道につき加算する

(3) 見守り職員の派遣	基本単価	ア 当該年度の千歳市会計年度任用職員(相談支援専門員)報酬の支給(10円未満切捨て)	(1) 又は(2)の利用者に対し、日中(8:00~18:00)に見守り職員1名を派遣し、支援を行った場合に算定する
		イ 当該年度の千歳市会計年度任用職員(相談支援専門員)報酬の支給に125/100を乗じた額(10円未満切捨て)	(1) 又は(2)の利用者に対し、夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)に見守り職員1名を派遣し、支援を行った場合に算定する
		ウ 当該年度の千歳市会計年度任用職員(相談支援専門員)報酬の支給に150/100を乗じた額(10円未満切捨て)	(1) 又は(2)の利用者に対し、深夜(22:00~6:00)に見守り職員1名を派遣し、支援を行った場合に算定する

2 補助金算定方法

類型	計算式
(1) 居室提供・見守り職員の配置	(基本単価×日数) + 加算単価(ア×1日) + (イ×1日) + (ウ×食事利用日数) + (エ×日数) + (オ×回数)
(2) 居室提供	(基本単価×日数) + 加算単価(ア×食事利用日数) + (イ×回数)
(3) 見守り職員の派遣	基本単価(ア×時間数) + (イ×時間数) + (ウ×時間数)
(4) 日常生活費等	利用者が第4条第2項各号のいずれかに該当する場合は、補助事業の実施に要した食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費の実費を補助金額に加算することができる。家賃等の固定費は、1か月を30日として日割り計算すること。

補助金の算定対象日数には受入れ開始日及び終了日の両方を含む。

補助金の算定対象日数は、原則として1回当たり7日以内とする。ただし、緊急の事態が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられないと市長が認めた場合には、14日を限度に引き続き算定することができる。

時間数は、30分未満を0.25時間、30分以上1時間未満を0.5時間として計算する。

算出された補助金の額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。